

## カーボンフットプリント製品種別基準（CFP-PCR）

（認定 CFP-PCR 番号：PA-BS-03）

対象製品：宣伝用および業務用印刷物

2013年7月22日 認定

### カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

※認定CFP-PCRの有効期限は認定日より5年間とする。

※このCFP-PCRに記載されている内容は、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、CFP-PCR改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。

“宣伝用および業務用印刷物”  
Carbon Footprint of Products- Product Category Rule of  
“Publicity printings & Printing products for business use”

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」(CFPプログラム)において、「宣伝用および業務用印刷物」を対象とした CFP の算定・宣言のルールについて定める。

CFP の算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、CFP の算定・宣言を行う。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この CFP-PCR は、カーボンフットプリント制度において「宣伝用および業務用印刷物」を対象とする算定および CFP 宣言に関する規則、要求事項および指示事項である。なお、対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	<p>①この CFP-PCR は、「日本標準商品分類(総務省統計局、平成2年[1990年]6月改定)」で規定する、「宣伝用印刷物(9231)」および「業務用印刷物(9232)」を対象とする。</p> <p>②次のものは対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宣伝用印刷物のうち、「POP(92314)」、「包装紙及びショッピングバッグ(92317)」、および「その他宣伝用印刷物(92319)」。</li> <li>・宣伝用印刷物のうち、「書画、楽譜等(9215)」に分類される「カレンダー及び暦(広告用でないもの)(92155)」、および「事務用紙製品(9351)」に分類される「手帳(935116)」。</li> <li>・業務用印刷物のうち、「使用書(92324)」および「その他業務用印刷物(92329)」。</li> <li>・宣伝用および業務用印刷物のうち、電子出版物(CD-ROM、DVD等)。</li> <li>・宣伝用印刷物の付録類(電子媒体、試供品等)。</li> </ul> <p>③この CFP-PCR で対象とする製品の詳細は、附属書B(規定)を参照する。</p>
2-2	機能	出版・業務用印刷物の提供。
2-3	算定単位 (機能単位)	配布または頒布単位(冊、枚等)とする。
2-4	対象とする構成要素	<p>①「宣伝用および業務用印刷物」のうち、印刷版を使用し、オフセット印刷、グラビア印刷、フレキソ印刷、活版印刷等により作成されるもの、および印刷版を使用しないオンデマンド印刷により作成されるものであって、これらを構成するすべての構成物(用紙、インキ、トナー、糊、針金、金具類等)および容器包装等。</p> <p>②コンテンツを作成するためのプロセス(取材、画像撮影、執筆等)は評価対象外。</p>
3	引用規格および CFP-PCR	<p>次の CFP-PCR は、引用することによって、この CFP-PCR の一部を構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)</li> <li>・PA-BB 紙製容器包装(中間財)</li> <li>・PA-BC プラスチック製容器包装</li> </ul>
4	用語および定義	<p>①宣伝用印刷物 (publicity printings) 企業等の広告宣伝、販売促進等に使用される印刷物 〔2000年の印刷産業ビジョン:通商産業省(1988)より〕</p> <p>②業務用印刷物 (printing products for business use) 官庁、企業、学校等の内部で使用される報告書、議事録、名簿類など主として業務に使用される印刷物 〔2000年の印刷産業ビジョン:通商産業省(1988)より〕</p>
5	製品システム(データの収集範囲)	
5-1	製品システム(データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料調達段階</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産段階</li> <li>・流通段階</li> <li>・使用・維持管理段階</li> <li>・廃棄・リサイクル段階</li> </ul> <p>ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷</li> <li>・生産工場などの建設に係る負荷</li> <li>・複数年使用する資材の負荷</li> <li>・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷</li> <li>・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷</li> <li>・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷</li> <li>・妥当なシナリオのモデル化ができない場合の使用・維持管理段階に係る負荷</li> <li>・土地利用変化に係る負荷</li> </ul> <p>カットオフする場合は、「宣伝用および業務用印刷物」のライフサイクル GHG 総排出量の 5 %以内とし、その範囲を明確にする。ただし、シナリオや類似データ、推計データを活用して代替することを優先し、それが困難な場合に限る。</p>
5-3	ライフサイクルフロー図	<p>①附属書A(規定)にライフサイクルフロー図を示す。この図には、引用が理解しやすいように、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」のライフサイクルフローも示してある。</p> <p>②この図は、「ライフサイクル各段階の対象範囲」を特定するための概念図である。GHG 排出量の算定時には、この概念図を参考に、「対象とする宣伝用および業務用印刷物」ごとに詳細なライフサイクルフロー図を作成する。その際、この図を基本とすることが望ましいが、この図に限定するものではない。</p>
6	全段階に共通して適用する CFP 算定方法	
6-1	一次データの収集範囲	<p>①一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。</p> <p>② 消費者の手元に渡る最終消費財を提供する事業者が業務支配力を及ぼす範囲内は、一次データを収集する。ここで、業務支配力を及ぼす範囲とは、当該事業者自身またはその子会社等を通じて自らの経営方針をある事業に導入し、実施する完全な権限を持っている範囲のことで、例えば、当該事業者自らが運営している施設等を指す。</p>
6-2	一次データの品質	特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	特に規定しない。
6-4	二次データの品質	特に規定しない。
6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】</p> <p>①重量比を基本とする。</p> <p>②製品の特性によって、その他の手法で配分した場合は、配分方法およびその妥当性は検証の対象とする。</p> <p>【配分の回避に関する規定】</p> <p>特に規定しない。</p>

		【配分の対象に関する規定】 特に規定しない。
6-7	シナリオ	【輸送に関する規定】 ・輸送シナリオ設定の考え方については、附属書E(参考)を参照する。 【廃棄物の取扱いに関する規定】 【リサイクルの取扱いに関する規定】 ①リサイクルされるものは、リサイクルのための輸送からリサイクルの準備プロセス(前処理)までのライフサイクル GHG 排出量を計上する。 ②リサイクルの間接影響は計上しない。 【地域差、季節変動の取扱いに関する規定】 ①地域差は考慮しない
6-8	その他	特に規定しない。
7	原材料調達段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①「宣伝用および業務用印刷物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の「原材料調達段階」で規定するプロセス。 ②梱包に使用する「容器包装」については、「PA-BB 紙製容器包装(中間財)」および「PA-BC プラスチック製容器包装」の「容器包装原材料調達段階」、「容器包装製造段階」および「容器包装輸送段階」で規定するプロセス。
7-2	データ収集項目	①「宣伝用および業務用印刷物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。 ②梱包に使用する「容器包装」については、「PA-BB 紙製容器包装(中間財)」および「PA-BC プラスチック製容器包装」の規定に従う。
7-3	一次データの収集方法および収集条件	(7-2)の内容に準じる。
7-4	シナリオ	(7-2)の内容に準じる。
7-5	その他	(7-2)の内容に準じる。 【一次データに関する特例】 調達する原材料のライフサイクル GHG 排出量が、引用 CFP-PCR により算定され、レビューパネルによって適当と認められた場合は、検証番号を明記したうえで使用してよい。
8	生産段階に適用する項目	
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の「生産段階」で規定するプロセス。
8-2	データ収集項目	「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。
8-3	一次データの収集方法および収集条件	(8-2)の内容に準じる。
8-4	シナリオ	(8-2)の内容に準じる。
8-5	その他	(8-2)の内容に準じる。 【一次データに関する特例】 「宣伝用および業務用印刷物」のライフサイクル GHG 排出量が、引用 CFP-PCR により算定され、レビューパネルによって適当と認められた場合は、登録番号を明記したうえで使用してよい。
9	流通段階に適用する項目	
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①「宣伝用および業務用印刷物」の生産サイトから、「宣伝用および業務用印刷物」の発注者(以下、発注者)または発注者の指定する物流倉庫等までの国内外の輸送に係るプロセス。

		<p>②物流倉庫等での保管に係るプロセス。          ③発注者から、最終消費者までの輸送に係るプロセス。          ④発注者から、最終消費者への配布または頒布に係るプロセス。          ⑤流通段階に投入する「容器包装等」の資源採掘から製造、および流通段階までの輸送に係るプロセス。          ⑥流通段階で使用された「使用済容器包装等」の輸送および適正処理に係るプロセス。          ①～⑥以外のプロセスがある場合、そのプロセスも範囲に含める。          附属書C(参考)に、流通段階の代表的なフローを示す。</p>																																	
9-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①「宣伝用および業務用印刷物」の生産サイトから、「宣伝用および業務用印刷物」の発注者または発注者の指定する物流倉庫等までの国内外の輸送に係るプロセス</p> <table border="1" data-bbox="571 618 1442 1088"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「宣伝用および業務用印刷物」 輸送量</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 宣伝用および業務用印刷物の輸送プロセスへの投入量</td> <td>二次 または シナリオ</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位</td> </tr> <tr> <td colspan="3">「廃棄物等」 「廃水」 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>②物流倉庫等での保管に係るプロセス</p> <table border="1" data-bbox="571 1169 1442 1599"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「物流倉庫等での保管量」</td> <td>一次</td> <td></td> </tr> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 物流倉庫等での保管プロセスへの投入量</td> <td>二次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位</td> </tr> <tr> <td colspan="3">「廃棄物等」 「廃水」 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>③発注者から、最終消費者までの輸送に係るプロセス</p> <table border="1" data-bbox="571 1675 1442 2027"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「宣伝用および業務用印刷物」 輸送量</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 宣伝用および業務用印刷物の輸送プロセスへの投入量</td> <td>二次 または シナリオ</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「宣伝用および業務用印刷物」 輸送量	※1	「輸送手段」 輸送原単位	「水」 「燃料」 「電力」 宣伝用および業務用印刷物の輸送プロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位	「廃棄物等」 「廃水」 ※2			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「物流倉庫等での保管量」	一次		「水」 「燃料」 「電力」 物流倉庫等での保管プロセスへの投入量	二次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位	「廃棄物等」 「廃水」 ※2			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「宣伝用および業務用印刷物」 輸送量	※1	「輸送手段」 輸送原単位	「水」 「燃料」 「電力」 宣伝用および業務用印刷物の輸送プロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																																	
「宣伝用および業務用印刷物」 輸送量	※1	「輸送手段」 輸送原単位																																	
「水」 「燃料」 「電力」 宣伝用および業務用印刷物の輸送プロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位																																	
「廃棄物等」 「廃水」 ※2																																			
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																																	
「物流倉庫等での保管量」	一次																																		
「水」 「燃料」 「電力」 物流倉庫等での保管プロセスへの投入量	二次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位																																	
「廃棄物等」 「廃水」 ※2																																			
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																																	
「宣伝用および業務用印刷物」 輸送量	※1	「輸送手段」 輸送原単位																																	
「水」 「燃料」 「電力」 宣伝用および業務用印刷物の輸送プロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位																																	

「廃棄物等」  
「廃水」  
※2

④発注者から、最終消費者への配布または頒布に係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「宣伝用および業務用印刷物」 配布量または頒布量	※1	「輸送手段」 輸送原単位
「水」 「燃料」 「電力」 宣伝用および業務用印刷物の配布または頒布プロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位
「廃棄物等」 「廃水」 ※2		

⑤流通段階に投入する「容器包装等」の資源採掘から製造、および流通段階までの輸送に係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
流通段階に投入する「容器包装等」の量	一次 または シナリオ	「容器包装等」 製造原単位 「容器包装等」 輸送原単位
「水」 「燃料」 「電力」 流通段階に投入する「容器包装等」の資源採掘から製造、および流通段階までの輸送に係るプロセスへの投入量	二次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位
「廃棄物等」 「廃水」 ※2		

⑥流通段階で使用された「使用済容器包装等」の輸送および適正処理に係るプロセス

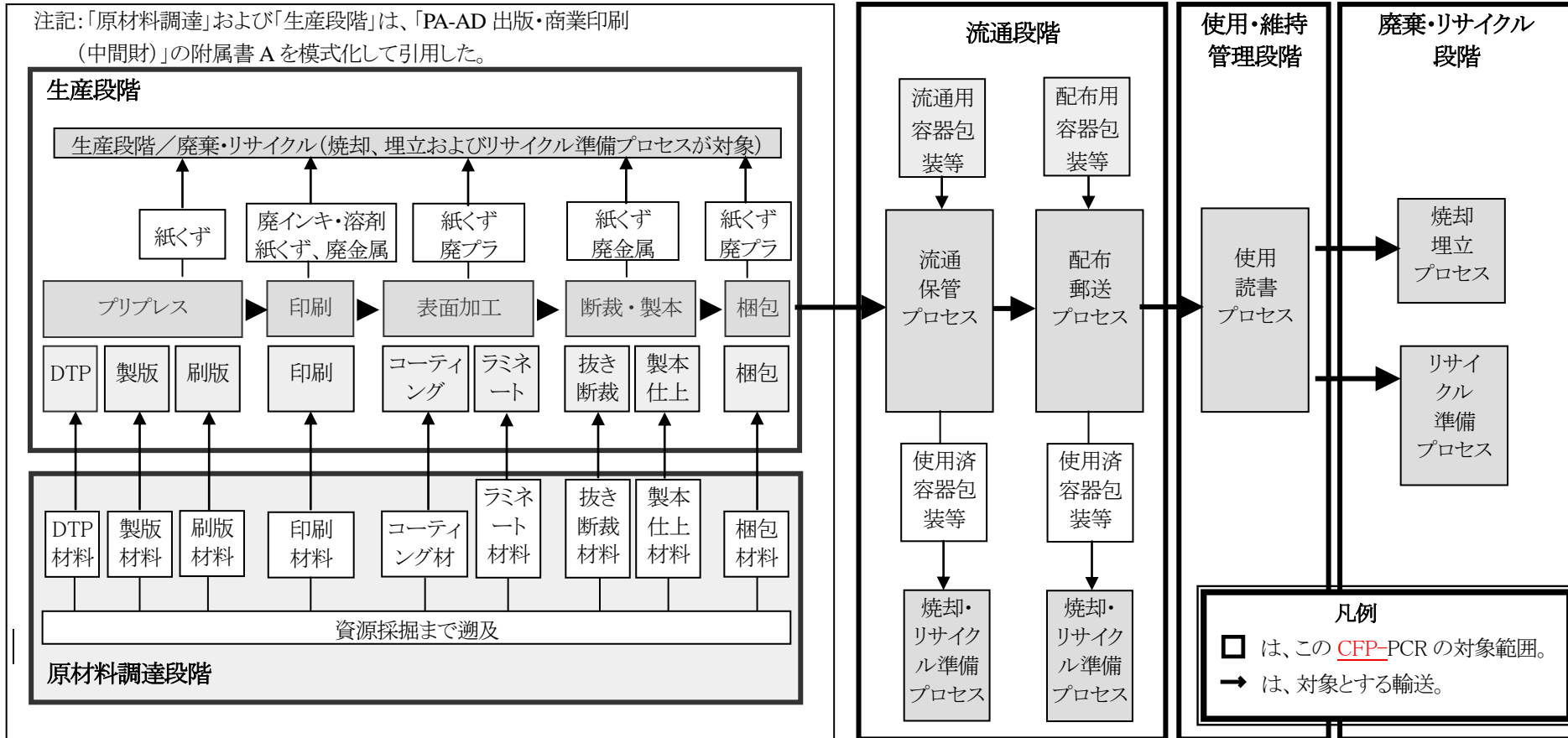
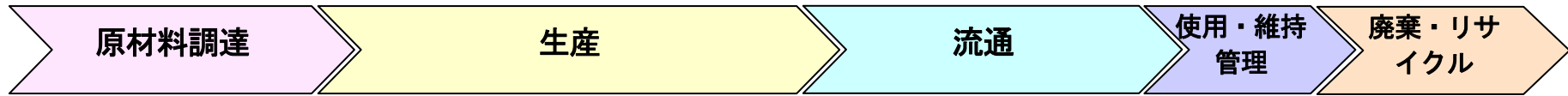
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
流通段階で使用された「使用済容器包装等」の量	※1	「使用済容器包装等」 輸送原単位
流通段階で使用された「使用済容器包装等」のうち、処理施設で焼却される量	※2	「使用済容器包装等」 焼却処理原単位
流通段階で使用された「使用済容器包装等」のうち、処理施設で埋め立てられる量	※2	「使用済容器包装等」 埋立処理原単位
流通段階で使用された「使用済容器包装等」のうち、リサイクルの準備プロセスで処理される量	※2	「使用済容器包装等」 リサイクル準備処理原単位

		<p>※1 次の項目を一次データとして収集する。</p> <p>[燃料法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送手段ごとの「燃料使用量」</li> </ul> <p>[燃費法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送手段ごとの「燃費」</li> <li>・輸送手段ごとの「輸送距離」</li> </ul> <p>[トンキロ法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送手段ごとの「輸送重量」</li> </ul> <p>※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」のうち化石資源由来成分 焼却処理の量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各化石資源由来成分」 燃焼原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」のうち有機物成分 埋立処理の量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各有機物成分」 嫌気性分解原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「廃棄物等」のうち化石資源由来成分 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位	「廃棄物等」のうち有機物成分 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位															
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位															
「廃棄物等」のうち化石資源由来成分 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位															
「廃棄物等」のうち有機物成分 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位															
9-3	一次データの収集方法および収集条件	容器包装等が「紙製容器包装」または「プラスチック製容器包装」の場合は、「PA-BB 紙製容器包装(中間財)」または「PA-BC プラスチック製容器包装」の、「容器包装原材料調達段階」、「容器包装製造段階」および「容器包装輸送段階」の規定に従う。															
9-4	シナリオ	<p>【輸送シナリオ】</p> <p>可能な限り一次データを収集することが望ましいが、困難な場合は、附属書 D(規定)のシナリオを使用してもよい。</p> <p>【廃棄物処理のシナリオ】</p> <p>一次データの収集が困難な場合は次のシナリオを使用してもよい(数値は、処理方法の発生量に対する比率)。</p> <p>①「紙くず」は、焼却処理 2 %、リサイクル 98 % (※)とする</p> <p>②「金属くず」は、リサイクル 100 % (※)とする</p> <p>③「廃プラ」は、焼却処理 100 %とする</p> <p>(※)「副産物発生状況調査(平成18年度実績):財団法人クリーン・ジャパン・センター(平成20年3月発行)」より。</p>															
9-5	その他	<p>【物流倉庫等での保管に関する規定】</p> <p>物流倉庫等での保管プロセスは、微少である場合は、評価対象外としてもよい。</p>															
10	使用・維持管理段階に適用する項目																
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	消費者が配布された、または購入した「宣伝用および業務用印刷物」を、家庭等に持ち込んでから使用するプロセス。															
10-2	データ収集項目	「宣伝用および業務用印刷物」は、使用時にエネルギーを消費しないため、使用・維持管理段階のデータ収集項目はない。															
10-3	一次データの収集方法お	特に規定しない。															

	よび収集条件																			
10-4	シナリオ	特に規定しない。																		
10-5	その他	特に規定しない。																		
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目																			
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	消費者または使用者より排出された「使用済宣伝用および業務用印刷物」および「使用済容器包装等」の輸送、適正処理に係るプロセス。																		
11-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①消費者または使用者より排出された「使用済宣伝用および業務用印刷物」および「使用済容器包装等」の輸送、適正処理に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等」の処理方法ごとの排出量</td> <td>※2</td> <td>「各処理方法」原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等」の各処理施設への輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等のうち化石資源由来成分」焼却処理の量</td> <td>※2</td> <td>「各化石資源由来成分焼却」原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等のうち有機物成分」埋立処理の量</td> <td>※2</td> <td>「各有機物成分」嫌気性分解原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等」のうちリサイクルの準備プロセスで処理される量</td> <td>※2</td> <td>リサイクル準備処理原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量(または燃料使用量)については、(9-2)に順ずる。  ※2 廃棄物処理については、(9-2)に順ずる。</p> <p>【一次データ収集項目】  「使用済宣伝用および業務用印刷物」および「使用済容器包装等」が輸送、適正処理される量。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等」の処理方法ごとの排出量	※2	「各処理方法」原単位	「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等」の各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」原単位	「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等のうち化石資源由来成分」焼却処理の量	※2	「各化石資源由来成分焼却」原単位	「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等のうち有機物成分」埋立処理の量	※2	「各有機物成分」嫌気性分解原単位	「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等」のうちリサイクルの準備プロセスで処理される量	※2	リサイクル準備処理原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等」の処理方法ごとの排出量	※2	「各処理方法」原単位																		
「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等」の各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」原単位																		
「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等のうち化石資源由来成分」焼却処理の量	※2	「各化石資源由来成分焼却」原単位																		
「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等のうち有機物成分」埋立処理の量	※2	「各有機物成分」嫌気性分解原単位																		
「使用済宣伝用および業務用印刷物および使用済容器包装等」のうちリサイクルの準備プロセスで処理される量	※2	リサイクル準備処理原単位																		
11-3	一次データの収集方法および収集条件	「使用済容器包装等」が「紙製容器包装」または「プラスチック製容器包装」の場合は、「PA-BB 紙製容器包装(中間財)」または「PA-BC プラスチック製容器包装」の「廃棄・リサイクル段階」の規定に従う。																		
11-4	シナリオ	<p>【廃棄物の輸送シナリオ】  可能な限り一次データを収集することが望ましいが、困難な場合は、附属書 D(規定)のシナリオを使用してもよい。</p> <p>【処理シナリオ】  処理施設に送られた廃棄物の処理プロセスについては、一次データを収集することが望ましいが、困難な場合は、附属書 F(規定)のシナリオを使用してもよい。</p>																		
11-5	その他	特に規定しない。																		
12	CFP 宣言方法																			
12-1	追加情報	特に規定しない。																		
12-2	登録情報	<p>【表示単位】  算定単位を基本とする。ただし、「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事</p>																		



		項」にある表示方法も認める
12-3	その他	特に規定しない。



・流通段階で「容器包装(梱包材、袋など)」を使用する場合は、「PA-BB 紙製容器包装」および「PA-BC プラスチック製容器包装」の CFP-PCR に従って算定する。

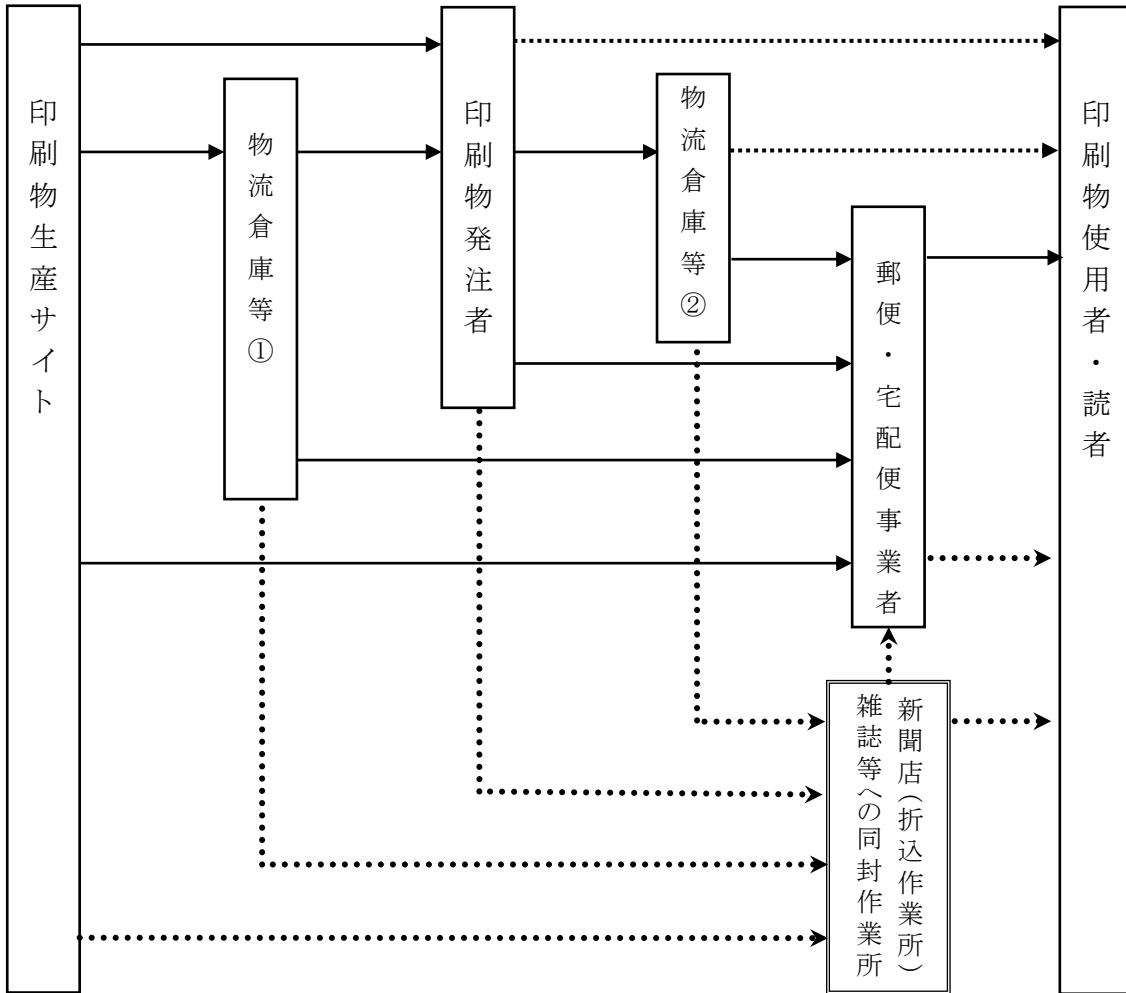
附属書B:対象とする製品一覧(規定)

次の表は、日本標準商品分類（総務省:平成2年[1990年]6月改定）より引用して作成した。表中の「太字、塗りつぶし部分」が、この CFP-PCR における対象製品。

9231 宣伝用印刷物	92311 ポスター		
	92312 パンフレット	923121 チラシ	
		923122 PR誌	
	92313 カタログ		
	92314 POP		対象外
	92315 カレンダー		「9215 書画、楽譜等」に分類される「92155 カレンダー及び暦(広告用でないもの)」は、対象外
	92316 手帳(ダイアリー含む)		「9351 事務用紙製品」に分類される「935116 手帳」は、対象外
	92317 包装紙及びショッピングバッグ		対象外
	92318 シール及びラベル		
92319 その他宣伝用印刷物		対象外	
9232 業務用印刷物	92321 記念誌紙	923211 社史	
		923212 年史	
	92322 報告書	923221 議事録	
		923222 営業報告書	
		923229 その他の報告書	
	92323 名簿		
	92324 使用書		対象外
92325 社内報			
92329 その他の業務用印刷物		対象外	

附属書 C: 流通段階の代表的フロー (参考)

「宣伝用および業務用印刷物 (以下、印刷物) の、流通段階の代表的フローを参考に示す。



- —————▶ のフローはトラック等による輸送を示す。
- .....▶ のフローは配布、頒布などで「手渡し」する場合を含む。
- .....▶ のフローは「新聞折り込みチラシ」、「商品への同梱印刷物」等の場合を示す。

附属書 D: 輸送シナリオ(規定)

この CFP-PCR における、一次データが得られない場合の各段階の輸送シナリオを次に示す。また、輸送シナリオ設定の考え方を附属書 E に示す。

ライフサイクル段階	輸送シナリオ
原材料調達段階	<p>①原材料調達輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宣伝用および業務用印刷物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。</li> <li>・「容器包装」については、「PA-BB 紙製容器包装(中間財)」および「PA-BC プラスチック製容器包装」の規定に従う。</li> </ul>
生産段階	<p>①生産段階内でのサイト間輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宣伝用および業務用印刷物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。</li> <li>・「容器包装」については、「PA-BB 紙製容器包装(中間財)」および「PA-BC プラスチック製容器包装」の規定に従う。</li> </ul>
	<p>②廃棄物の処理の輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宣伝用および業務用印刷物」本体については、「PA-AD 出版・商業印刷物(中間財)」の規定に従う。</li> <li>・「容器包装」については、「PA-BB 紙製容器包装(中間財)」および「PA-BC プラスチック製容器包装」の規定に従う。</li> </ul>
流通段階	<p>①「宣伝用および業務用印刷物」の生産サイトから、発注者または発注者の指定する物流倉庫等までの国内外の輸送。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内輸送は 4 tトラックで 500 km 片道輸送、積載率 50 %とする。</li> <li>・国際輸送は、国内輸送シナリオ(海運輸送前後の陸運共に)に、コンテナ船(4,000 TEU 以下)での海運輸送を追加して計上する。海運輸送距離は「国間・地域間距離データベース(※)」を参照する。</li> </ul>
	<p>②生産サイトから物流倉庫等(郵送、宅配の場合は家庭)までの輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①と同様。ただし、郵送、宅配の場合は、4 tトラックで 1,000 km 片道輸送、積載率 25 %とする。</li> </ul>
	<p>③発注者から、最終消費者への配布または頒布の輸送。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送、宅配の場合は、4 tトラックで 500 km 片道輸送、積載率 50 %とする。</li> </ul>
使用・維持管理段階	特に規定しない。
廃棄・リサイクル段階	<p>①廃棄物の処理の輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送は 2 tトラックで 50 km 片道輸送、積載率 25 %とする。</li> </ul>
	<p>②回収、リサイクル(リサイクル準備プロセスまで)の輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送は 2 tトラックで 50 km 片道輸送、積載率 50 %とする。</li> </ul>

※「国間・地域間距離データベース」は、CFP プログラム事務局が公開したものを利用する。

## 附属書 E: 輸送シナリオ設定の考え方(参考)

この CFP-PCR に適用する輸送シナリオ設定(輸送距離、輸送手段、積載率)の考え方を次に示す。

### E.1 輸送距離

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な距離ではなく、あり得る長めの輸送距離を設定した。

①市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50 km

【考え方】県央→県境の距離を想定

②県内に閉じることが確実な輸送の場合:100 km

【考え方】県境→県境の距離を想定

③県間輸送の可能性のある輸送場合:500 km

【考え方】東京-大阪程度の距離を想定

④生産者→納品先輸送で、納品先が特定地域に限定されない場合:1,000 km

【考え方】本州の長さ 1,600 km の半分強。

### E.2 輸送手段

モーダルシフト等による物流 CO<sub>2</sub> 削減対策などのインセンティブが獲られるよう、基本的にトラック輸送を想定し、物流事業者は大きな車格、その他は小さめの車格を設定した。

①物流事業者による輸送 :10 tトラック

②その他の事業者による輸送 : 2 ~4 tトラック

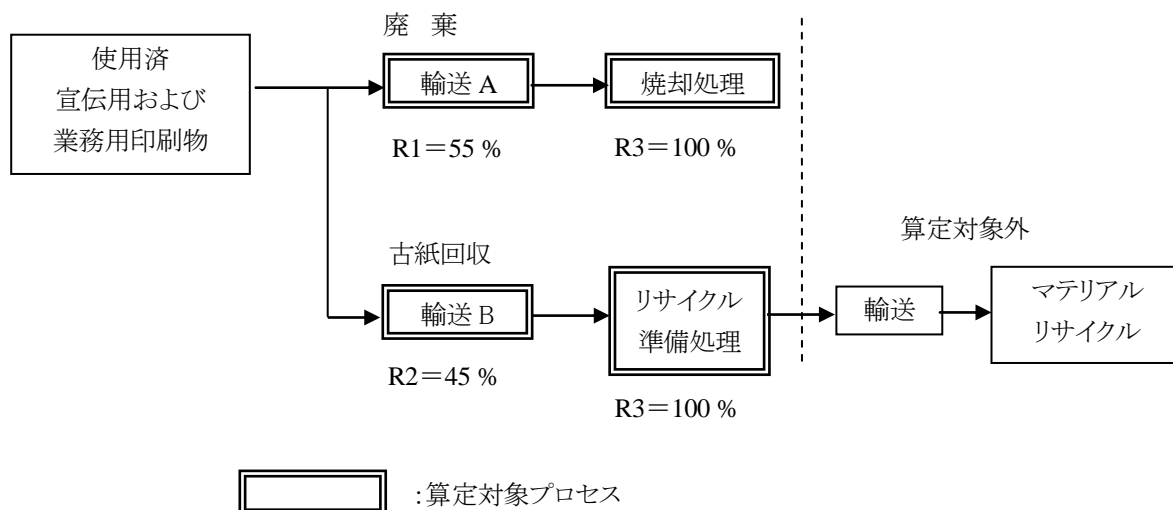
### E.3 積載率

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な積載率ではなく、あり得る低めの積載率を設定した。

## 附属書 F: 廃棄、リサイクルシナリオ(規定)

この CFP-PCR に適用する、廃棄、リサイクルシナリオ設定の考え方を次に示す。

### F.1 廃棄・リサイクル処理シナリオ



### F.2 廃棄、リサイクル処理比率の算定方法

#### ① 古紙回収、リサイクルされる割合

- ・「2008 年度古紙品種別回収率 (古紙ハンドブック 2008WEB 版:財団法人古紙再生促進センター)」の調査結果における、「上白」、「カード」、「模造」、「色上」、「切付」、「中更反古」、および「雑誌」の回収率合計値 44.7%より、 $R2=45\%$  とする。

#### ② 廃棄され焼却処分される割合

- ・ $R1=1-R2=55\%$  とする。

#### ③ ①、②とも輸送による増減はなく、それぞれ焼却処理、リサイクル準備処理されるとする。 $R3=100\%$

**【CFP-PCR 改訂履歴】**

認定 CFP-PCR 番号	公表日	改訂内容
PA-BS-02	2012 年 9 月 26 日	①オンデマンド印刷も算定対象とするよう文書内容変更。 ②新CFPプログラムにおけるCFP-PCR書式に対応するよう旧フォーマットから変更。
PA-BS-03	2013 年 7 月 22 日	軽微な誤記の修正